

平成24年第2回三笠市議会定例会

平成24年6月26日（第2日目）

○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 閉会宣告

○議事日程

- 日程第1 議案第28号から議案第36号までについて（委報第3号）
- 日程第2 議案第39号 議員派遣について
- 日程第3 議案第40号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について
- 日程第4 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

○出席議員（10名）

議 長	1番	谷 津 邦 夫 氏	副議長	3番	齊 藤 且 氏
	2番	澤 田 益 治 氏		4番	猿 田 重 夫 氏
	5番	扇 谷 知 巳 氏		6番	谷 内 純 哉 氏
	7番	丸 山 修 一 氏		8番	儀 惣 淳 一 氏
	9番	武 田 悌 一 氏		10番	高 橋 守 氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西城 賢 策 氏
総務福祉部長	北 山 一 幸 氏	総 務 課 長	右 田 敏 氏
財 務 課 長	中 原 保 氏	納 税 課 長	米 田 廣 文 氏
市民生活課長	須 河 恵 介 氏	福祉事務所長	阿 部 弘 之 氏
保健福祉課長	三百 苺 宏 之 氏	企画経済部長	中 沢 敏 男 氏
企画振興課長	小 田 弘 幸 氏	政策推進主幹	阿 部 文 靖 氏
定住促進主幹	濱 田 圭 一 氏	農 林 課 長	森 寛 氏
商工観光課長	猿 田 智 樹 氏	建設管理課長	鈴 木 英 夫 氏
建 設 課 長	三 宅 博 文 氏	教育委員長	折 笠 真 仁 氏
教 育 長	富 樫 繁 樹 氏	学校教育課長	高 森 裕 司 氏

社会教育課長	清水光一氏	博物館長	中村正法氏
病院事務局長	澤上弘一氏	病院総務管理課長	金子満氏
消 防 長	永田 徹氏	消防署長兼	辻道元信氏
		総務予防課長	
生活安全センター長	阿部英雄氏	消 防 課 長	木村幸雄氏
監 査 委 員	森原 裕氏	監査委員事務局長	鈴木信之氏

○出席事務局職員

議会事務局長	松本哲宜氏	議会係長	坂 保徳氏
--------	-------	------	-------

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第28号から議案第36号までについて（委
報第3号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 委報第3号、議案第28号から議案第36号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

武田委員長、登壇願います。

（総合常任委員会委員長武田悌一氏 登壇）

◎総合常任委員会委員長（武田悌一氏） さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第28号の条例制定1件、議案第29号から議案第31号までの条例改正3件、議案第32号の協議1件、議案第33号の計画変更1件、議案第34号の土地取得1件、議案第35号の補正予算1件、議案第36号の契約締結1件の計9件であります。

以下御報告申し上げますが、全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては省略をさせていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

議案第28号外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第29号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号三笠市乳幼児等医療費条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号空知教育センター組合規約の変更に関する協議について、議案第33号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第34号土地の取得について、議案第35号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第2回）について、議案第36号榊町団地公営住宅建替工事請負契約の締結については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第28号から議案第36号までについて、一括して質疑を受けます。

質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議案第28号から議案第36号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第28号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第28号外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第29号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第29号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第30号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第30号三笠市乳幼児等医療費条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第31号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第32号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第32号空知教育センター組合規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第33号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第34号土地の取得については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第35号平成24年度三笠市一般会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第36号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第36号柳町団地公営住宅建替工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第2 議案第39号 議員派遣について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の2 議案第39号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第39号について原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第39号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第40号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の3 議案第40号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第40号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第40号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の4 意見書案第2号義務教育費国庫負担制度堅持など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、丸山議員から提案理由の説明を求めます。

丸山議員、登壇願います。

（7番丸山修一氏 登壇）

◎7番（丸山修一氏） 義務教育費国庫負担制度堅持など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を読み上げて提案いたしますので、よろしく願いいたします。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について、国の責任を果たすものであり、僻地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を2分の1へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は40人学級を見直し、35・30人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画」を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現しています。また、2012年度に向けては、法改正は見送ったものの事実上の小学校2年生の35人学級の実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定しています。学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子供たちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と学級基準編製の制度改正及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠であります。

今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」などが引き続き計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・充実を求めます。

1点目、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2点目、文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。当面、小学校2年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。

また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3点目、子供たちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4点目、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先については、下記のとおりであります。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第2号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第2号義務教育費国庫負担制度堅持など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、平成24年第2回三笠市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時11分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員